

計算書類に対する注記（社会福祉法人 ひなたぼっこ）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（建物・構築物）・・・定額法 ※建物の減価償却費は、1.25倍計上した
 - ②有形固定資産（その他）・・・定率法
 - ③無形固定資産・・・定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - 賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (3) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- 当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
- (1) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する中小企業退職金共済制度に加入している。
 - (2) 民間生命保険会社の終身保険に加入している。
 - (3) 商工貯蓄共済に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
 - (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- 当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. 富士見拠点（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - 「宅幼老所ひなたぼっこ」
 - 「グループホームひなたぼっこ」
 - 「放課後等デイサービスセンターひなたぼっこ」
 - イ. ケアハウス拠点（社会福祉事業）
 - 「ケアハウスひなたぼっこ（軽費老人ホーム）」
 - 「ケアハウスひなたぼっこ（特定施設入居者介護）」
 - ウ. 富士見拠点（収益事業）
 - 「グループホーム売電」
 - エ. ケアハウス拠点（収益事業）
 - 「ケアハウス売電」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	74,911,615	2,184,101	0	77,095,716
建物	352,767,356	45,779,379	23,487,442	375,059,293
合計	427,678,971	47,963,480	23,487,442	452,155,009

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	77,095,716円
建物（基本財産）	375,059,293円
計	452,155,009円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	588,727,500円
計	588,727,500円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示しているため省略）

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
合計			

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	52,217,000	0	52,217,000
未収金	22,287	0	22,287
未収補助金	3,375,000	0	3,375,000
合計	55,614,287	0	55,614,287

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼務等	事業上の 関係				

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし